

平成26年4月11日

本会事業に対するアンケート集計結果報告

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

本会では昨年11月、相互救済事業に係る共済委託団体のうち、全国の市、消防関係及びごみ処理関係の一部事務組合へ、郵送によりアンケートをお願いし、ファックスまたは電子メールによりご回答いただきました。

「相互救済事業」をテーマに「建物総合損害共済事業」「自動車損害共済事業」の2種類のアンケートをお願いし、個別にご回答を集計いたしました。

- ・建物総合損害共済事業 (総回答数：832件)
- ・自動車損害共済事業 (総回答数：794件)

お忙しいところアンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

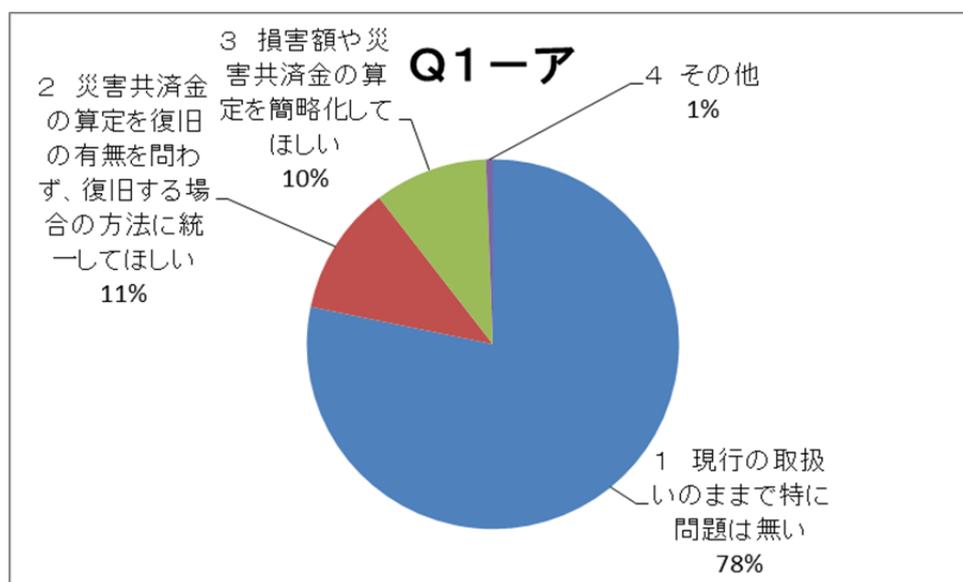
「建物総合損害共済事業」アンケート集計結果 (総回答数：832件)

本会の「建物総合損害共済」「自動車損害共済」では、低廉な共済基金分担金によって共済委託団体の財政負担軽減を図るとともに、万が一の災害の際には災害共済金を迅速かつ適正にお支払いすることによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動拠点の早期回復に資することを通して住民福祉の向上に寄与するため事業を行っております。

なお、今回のアンケートにご協力をいただく際には、別紙をご確認いただいております。

Q1 災害共済金の算定方法について、現行では別紙の「1 災害共済金の算定方法」のとおりとさせていただきますが、これにつきましてお伺いいたします。当てはまるものをお選び下さい。

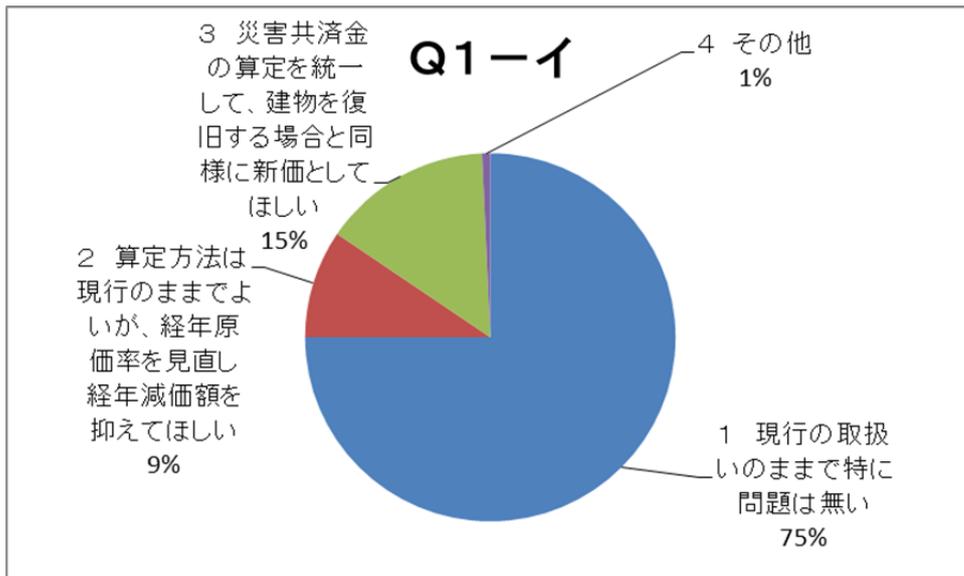
ア 建物を共済目的とした場合の災害共済金の算定について



◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・特殊な工法で建築されており、同じ方法での復旧が難しい建物について、災害共済金額を簡便に算出できる補助的な算定方法を導入してほしい。
- ・現行の算定方法であれば、算出するためのシステム等があると良い。
- ・復旧しない場合は工事予算の見積りが作成しにくいので、可能であれば算定を簡略化してほしい。

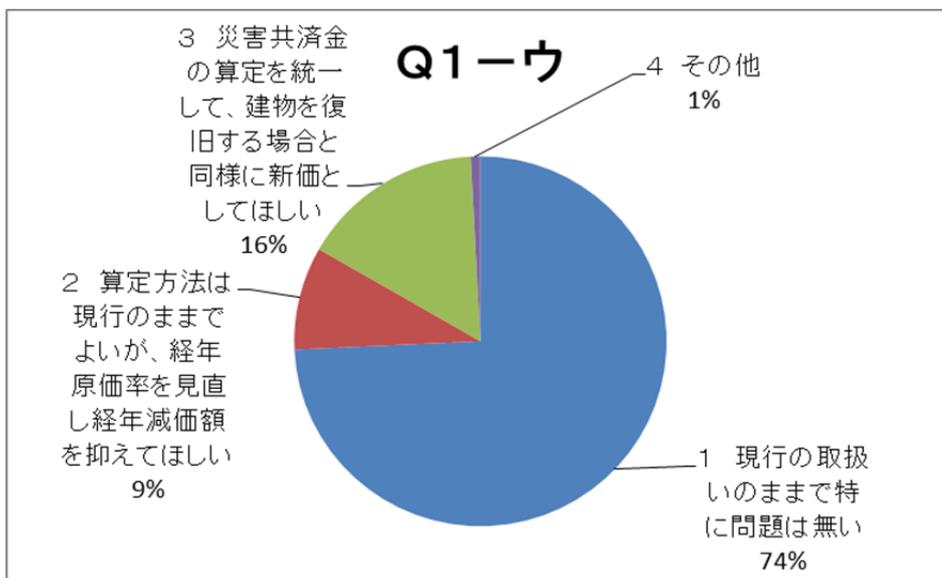
イ 動産を共済目的とした場合の災害共済金の算定について



◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・共済金が経年減価されるのであれば、分担金も経年により減価する等検討してほしい。
- ・最終残価率を 50% にしてほしい。
- ・経年減価率を承認明細書に記載してもらいたい。
- ・分担金の上昇が小幅であれば、新価としてほしい。

ウ 工作物を共済目的とした場合の災害共済金の算定について



Q2 共済責任額の設定について、現行は別紙の「2 共済責任額の設定」のとおりとさせていただいておりますが、このことについてご意見・ご要望がございましたら、具体的にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・ 建物の共済責任額設定について（8件）
- ・ 動産・工作物の共済責任額について（5件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

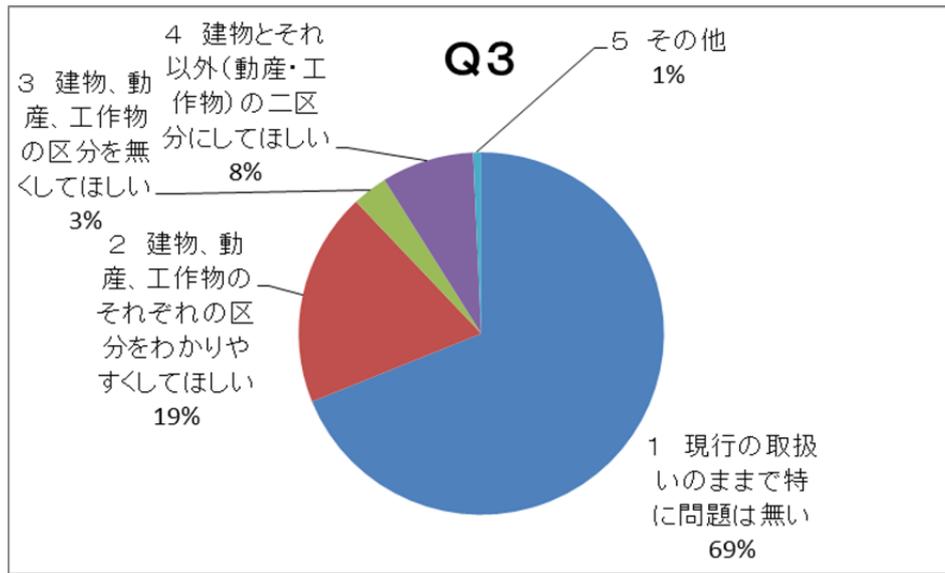
建物の共済責任額設定について

- ・ 建築データの設定の際、建築価額から設定する場合以外の設定方法が分かりにくい。
- ・ 建物の大規模改修工事等を実施した場合について、共済責任額の見直しを検討してほしい。
- ・ 建築年、主体構造別に定められた指数を見直してほしい。減価しすぎて再調達価額で修繕及び再調達できない場合があった。
- ・ 建築価額不明の物件について、建築単価表を見直し、共済責任額を現状より高い額にできるようにしてほしい。
- ・ 純粋な建築価格を算出するために、付属項目を添削する事務や、主体構造別に区切る判断基準など技術的要素が大きい為、困難である。建設後の改築等を考慮し契約金額のみで設定できる簡易な方法を検討いただきたい。
- ・ 2級建物についても委託割合付実損てん補特別基率を設定してほしい。

動産・工作物の共済責任額について

- ・ 動産及び工作物の共済責任額の設定について、建物と同様に再調達価額とすることが望ましい。
- ・ 動産・工作物が罹災した際に、現行のとおり経年減価した額で災害共済金を算定するのであれば、共済責任額も経年減価率に応じて変更してもらいたい。設置当時の金額に対応した分担金を支払っても、実際に罹災した際に復旧費のほんの一部だけてん補されるケースが多く、動産・工作物については、ある一定の年月を経過した物件は共済を解約したほうが良いのではないかと感じています。
- ・ 動産は数が多く、増減異動も多いことから、個別の把握が困難であるとともに委託申込時の修正も大変です。建物の種類や面積などに単価や率を設定し共済目的見積価額を算出する方法は取れないでしょうか。

Q3 共済目的の建物、動産、工作物の区分についてあてはまるものをお選び下さい。



◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・ 工作物は建築時に施工されることが多い為、建物と工作物を同様に扱い、動産等はそれ以外として、2区分で良いと考える。
- ・ 動産・工作物についても設置年月の欄に記入出来るようにしてほしい。
- ・ 太陽光パネルの扱いがわかりにくいので、手引に記載してほしい。
- ・ 建物外の給排水設備や電気設備を建物の区分にしてほしい。

Q4 建物総合損害共済では業務規程に定められた10項目の損害をてん補しています。てん補範囲、てん補内容等につきましてご意見・ご要望がございましたら具体的にお書き下さい。

※10項目の損害とは、①火災による損害 ②落雷による損害 ③破裂または爆発による損害 ④建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害 ⑤車両の衝突または接触による損害 ⑥騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害 ⑦破壊行為による損害 ⑧風災または水災による損害 ⑨雪災による損害 ⑩土砂崩れによる損害になります。

詳細は「平成25年4月1日適用 建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引」P4～P7をご参照下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・ 風災または水災による損害の取扱いについて（50件）
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害について（27件）
- ・ 免責金額について（8件）

- ・盗難による損害について（5件）
- ・建物内部における物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害について（4件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

風災または水災による損害の取扱いについて

- ・風・水災による損害について、近年異常気象により突風竜巻の大きな被害が見受けられるため100分の50のてん補範囲に不安を感じる。
- ・近年大型台風の発生が多く、また過去に例のない異常現象（竜巻や突風）により、窓ガラスの大破など、学校施設の大規模被害発生リスクが高まっていることから、風・水災のてん補割合を100分の50から他の災害と同様100分の100に引き上げを要望します。
- ・風・水災においてもてん補割合を100%にして欲しい。その場合共済基金分担金がどのくらい値上がりするのか、その点についても知りたい。
- ・何故風・水災のみ100分の50てん補なのか教えて頂きたい。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害について

- ・地震に関わる項目または地震が原因の火事、破損をてん補内容に追加してもらいたい。
- ・地震特約を作ってほしい。
- ・現在、地震による損害は地震災害見舞金制度が適用されますが、地震を受けた際の物件の復旧費が10万円以上でなければ対象にならないため、対象金額の引き下げを所望します。
- ・地震災害見舞金額の算定において、共済責任額の100分の15相当額という率を上げてほしい（率を選択させてほしい）。

免責金額について

- ・④～⑩の損害については損害額が5万円以上の時のみてん補される免責金額が設定されているが、この額を引き下げしてほしい。
- ・免責金額を5万円未満から1万円未満としてほしい。
- ・免責金額の規定を廃止してほしい。

盗難による損害について

- ・動産の盗難についてもてん補範囲に加えてほしい。

建物内部における物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害について

- ・建物の内側からの物体の落下、飛来、衝突等もてん補範囲に含めてほしい。

その他

- ・内部での機械の誤操作や、利用者による故意でない破損も対象にしてほしい。
- ・「学校施設の建物、工作物および動産ならびに住宅物件基準を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害」についての免責条項からの除外。

- ・破裂または爆発による損害について免責となっている水(水蒸気、凍結した水を含む)に起因する損害についても対象としていただきたい。
- ・てん補範囲に該当する事故事例、該当しない事故事例を手引に掲載していただくと、判断の1つとして役立つと思います。

Q 5 本会は、事故内容の連絡を受けた後、必要に応じて職員による罹災調査を行っています。罹災調査につきまして、ご意見・ご要望がございましたら具体的にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・罹災調査を実施する基準について（14件）
- ・積極的な罹災調査実施のご要望（2件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・各施設担当者へ共済事務に関する指示があいまいになってしまうため、罹災調査の基準を教えてください。
- ・罹災調査の有無につきどのような基準で判断されるか多少なりとも手引に記載してほしい。
- ・委託団体の事務担当者では建物に関する専門的知識がないため、後日疑義等について照会があっても答えることが難しいことから、できれば現地調査を行っていただきたい。

Q 6 災害共済金請求に係る各種書類の提出や共済金額計算に関する事務等の負担につきまして、ご意見・ご要望がございましたら具体的にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・災害共済金請求に係る提出書類について（46件）
- ・本会のシステムや委託団体が使用するソフトについて（28件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

災害共済金請求に係る提出書類について

- ・市内部の事故報告書について、事故速報で対応している場合が多いので、金額によっては省略してほしい。
- ・複数の物件が被害にあった際の事故速報をまとめて報告できるような書式を要望したい。
- ・共済加入済みである物件の台帳提出の必要があるのか疑問である。
- ・共済委託の手続きは容易であるが、請求する際の共済目的物の内訳（金額等）資料の提出に手間がかかる。特に建物については数十年使用し、また設備も更新していくものなので、委託状況の把握が困難である。
- ・被災動産の添付書類として取得年月及び取得価格の確認できるものとして、支払伝票の写しを求められても、文書保存年限により処分してしまっていて提出できない場合があるのでやめてもらいた

い。必要があるなら申込時に添付書類として提出するようにしてもらいたい。

- ・ 建築時の資料（建築年月・建築額等記載）は共済金請求時に提出が難しいため新規共済委託段階で提出させてもらいたい。
- ・ 共済金請求の際の添付資料で、建物配置図に明細書の全符号を記載したものとあるが、損害を受けた箇所のみ記入にしていきたい。また、平面図も被災箇所の階層のみとしていただきたい。

本会のシステムや委託団体が使用するソフトについて

- ・ ライセンスが必要なワード・エクセルが使用できないため共済会のシステムが使用できません。フリーソフトが使用できるようシステム改修を要望します。
- ・ CSVファイルの予算見積参考資料の責任額、分担金に小計と合計がついていない。紙媒体の同資料では小計と合計がついているが、紙なので加工できず不便である。
- ・ 共済金算定書のデータ（エクセル）をダウンロードできるようにしてもらいたい。
- ・ 動産・工作物の災害共済金の算定について、ホームページの会員画面等で自動算定の機能が利用できると事務の負担が軽減されるため、ご検討をお願いいたします。
- ・ 各種申請等のオンライン化を急いでいただきたい。

その他

- ・ 事故速報の受付の提出後に事故受付の通知文書してもらいたい（共済金請求漏れを防ぐため）。
- ・ 動産が被災した場合、取得年月・取得金額の確認書類が無い場合の対処方法（建物における本会単価のようなもの）があればよい。

Q7 本会は、各地区事務局において建物総合損害共済事務説明会を毎年開催しています。開催時期・開催場所・開催方法・説明内容等につきまして、ご意見・ご要望がございましたら具体的にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・ 説明内容について（27件）
- ・ 開催時期について（26件）
- ・ 開催方法について（20件）
- ・ 開催場所について（12件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

説明内容について

- ・ 説明会資料に、問い合わせの多い事項について列挙し、事例集としての性格をもたせてほしい。
- ・ 説明会資料を事前に送付してもらいたい。また前年度からの変更点があれば、併せて知らせてもらいたい。
- ・ 内容に関して特に各種新規申込ツールや共済データのダウンロードなどを実際のPCを用いて説

明してほしい。

- ・事例（申込、事故報告と請求）を想定して、業務の流れに沿ったチェックポイントごとに考え方を説明すると、より実践的になるのではないか。なお、制度に変更があった点は、まとめて説明していただけると見落としが無いです。参加できない年もありうるので、できれば二年にわたって、変更点を説明していただけるとありがたいです。
- ・基本事項は毎年同じ説明でも良いが、応用的な話を毎年テーマを変えてほしい。
- ・他県の説明会で出た質疑応答を知りたい。
- ・実際にあった事故でレアなケースや、多額な損害のケースなどの事例を詳しく教えてほしい（共済金がいくらで、市の負担がいくらであったかなど）。
- ・このようなケースでは支払いができないという具体例を教えてほしい（事例集などがあれば参考になると思います）。

開催時期について

- ・初めて担当する職員のため、5月～6月に説明会があると助かります。
- ・4～5月は決算作業のため時期をずらしていただけるとありがたいです。
- ・3月、6月、9月、12月は議会があるため避けてほしい。

開催方法について

- ・建物共済と自動車共済の担当者が同じであるため、同日開催ではスケジュールが厳しい。
- ・建物と自動車の説明会を、一度に開催するのではなく分けて、日を空けてそれぞれ開催してほしい。
- ・建物共済と自動車共済の同日開催を希望する。
- ・建物・自動車の両説明会を午後に集約してほしい。

開催場所について

- ・駐車料金のかからない場所を願います。
- ・公共交通機関を使い、時間がかからず行きやすい場所がよい。

Q 8 その他、建物総合損害共済事業全般につきまして、ご意見・ご要望がございましたらご自由にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・手引の記載内容および資料作成について（12件）
- ・修理業者への建物共済金直接支払について（11件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

手引の記載内容および資料作成について

- ・事務手引を実務の流れに則したわかりやすいものにして欲しい 用語（指数、共済責任額など）の解説ページと実務のページ（分担金の試算方法、請求方法など）は分けてほしい。
- ・事務手引の内容をもっとわかりやすく充実したものにしてほしい。建物共済事務の中では専門的で特殊な用語が多く出てくるので、特に用語集ページやQ&Aのページを今以上に充実させてほしい。
- ・事務手引に、大規模な修繕や増改築をした場合の価額の変更方法についての記述を入れていただきたい。
- ・構造級について、わかりにくいので資料か詳しい説明がほしい（具体的な例で）。
- ・共済目的の建物等を所管する担当課にコピーして配布できるような、てん補対象となる事故や、事故があった場合際の手続き方法等について簡単にまとめた資料があるとありがたいです。
- ・過去数年分の委託状況が確認できるような資料をもらえる機会がほしい。

修理業者への建物共済金直接支払について

- ・災害共済金について、自動車共済と同様に直接業者等への振込を選択できると良い。

その他

- ・「構造(動産明細)」欄を16文字より多く記載できるようにしていただきたいです(30~40文字くらい記載できるとよい)。
- ・出来る限り、自動車損害共済委託申込承認明細書と様式を合わせてください(内容が違うので仕方ない部分は省き、共済期間や承認NOの場所等、書いてある場所がバラバラで見辛い)。
- ・年度途中でも用途等の名称変更を可能にして欲しい(一旦解約せずに)。
- ・承認明細書を色分けするか、下線等を利用し見やすくしてほしい。
- ・承認明細書等の様式に備考欄を作成し、申込者側のコメント・注釈を記載して欲しい。
- ・加入している個々の物件について、現行の「建築価額」「再調達価額」の他に新地方公会計制度に即した評価額(減価償却累計額を差し引いた額)を算出してほしい。
- ・仮設建物に一時的に動産を異動させる際、一度解約して再び申し込む必要があることにとっても時間が取られる気がします。
- ・共済目的コードの変更を簡単にしてほしい。
- ・貴共済会の「相互救済事業」による低廉な共済基金分担金により、万が一の災害に対する備えが得られることは重要なことです。当市の厳しい財政状況の中、共済基金分担金の引き上げを伴う補償内容の改善については、慎重な検討が必要になると思います。
- ・現状復旧のための費用だけでなく、破壊再発防止にかかる補強費用等についても共済金額に含めてほしい。
- ・仮設の建物をリース契約で建てた場合にも、建物共済に加入していますが、本来仮設建物ですので、業者は何回もその材料を使用しています。この時に現在の「建物再調達価格基準単価表」では、現状とあわないような気がします。

(別紙)

1 災害共済金の算定

1-1 建 物

(復旧する場合)

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} (= \text{復旧費}) \times \text{共済責任額} / \text{再調達価額}$$

* 通常、復旧に要した費用が災害共済金となります。

(復旧しない場合)

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \{ = \text{復旧費} - (\text{復旧費} \times \text{経年減価率} \times \text{経過年数}) \} \\ \times \text{共済責任額} / \text{共済目的見積価額}$$

共済目的見積価額 = 再調達価額 - (再調達価額 × 経年減価率 × 経過年数)

経年減価率：建物の構造により異なります。(1.0%～1.8%)

* 通常、復旧に要する費用(消費税を除く)を経年減価した額が災害共済金となります。

1-2 動産・工作物

(復旧の有無を問わない) 注) 復旧費の算定上消費税を含むか否かの相違があります

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \{ = \text{復旧費} - (\text{復旧費} \times \text{経年減価率} \times \text{経過年数}) \} \\ \times \text{共済責任額} / \text{共済目的見積価額}$$

共済目的見積価額：原則、当該動産を取得した時、工作物の構築時の価額

経年減価率：動産年 5.3% (耐用年数 15 年、最終残価 20%)

：工作物は構築物の構造によって異なります。(1.0%～1.8%)

* 通常、復旧に要した費用を経年減価した額が災害共済金となります。

市の財政に寄与する趣旨から、この計算により、低廉な分担金基率を維持しております。

2 共済責任額の設定

2-1 建 物

$$\text{共済責任額} = \text{再調達価額}$$

再調達価額：同一の構造・質・用途・規模の目的を再築するのに要する額

= 建築価額 × 建築年・主体構造別に定められた指数

* 通常、上記の通りですが、これに満たない額を責任額とする場合(=一部共済)もあります。

2-2 動産・工作物

共済責任額 = 共済目的見積価額

共済目的見積価額（目的を取得・構築した時の価額）

* 動産・工作物については、取得・構築時の価額のまま据え置く方法を採用しております。

災害共済金の算定については、「平成 25 年 4 月 1 日適用 建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引」P19～P22、共済責任額の設定については、同 P10 もご参照ください。

3 共済基金分担金とてん補範囲・災害共済金算定について

3-1 共済基金分担金と基率

共済基金分担金は、共済を委託される物件の用途、構造、共済責任額、共済期間などによりその額が算定されます。

算定の基準となる率は「**基率**」といい、物件の構造やその所在地区ごとの**事故率**を合理的計算法による統計によって算出し、これに本会の**事務経費等**を加えて算出したものです。

「**基率**」は、数年間の事故率の推移を検証した上で見直しを行っておりますが、事務経費は増加を抑制し節減に努めております。

3-2 てん補範囲と災害共済金算定

現在、「基率」の算出には、現行規程に基づく 10 項目の損害に対し現行の算定方法により支払われた災害共済金の総額が、統計に用いられています。

今後、てん補範囲を見直した場合、これを広げれば災害共済金のお支払い総額が増加し、狭めれば減少する可能性があります（ただし、自然災害の発生頻度などにも大きく左右されます）。

また、災害共済金の算定方法を、お支払いする額が現行よりも増えるように見直した場合には、統計に反映する災害共済金支払い総額も増加することになります。

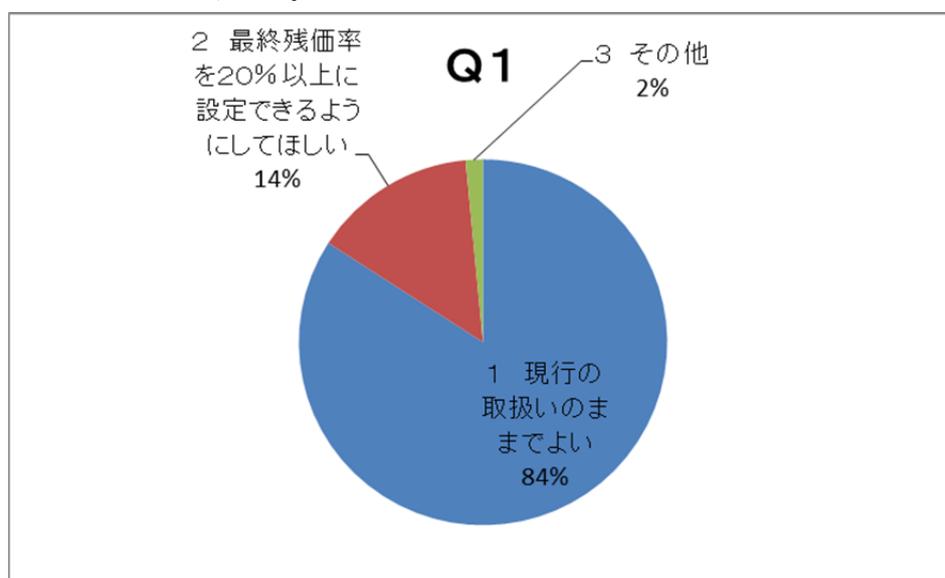
つまり、現在よりもてん補範囲を広げ、災害共済金算定額が増加するような見直しを行った場合、共済基金分担金の値上げにつながる可能性があります。

「自動車損害共済事業」アンケート集計結果 (総回答数：794件)

本会の「建物総合損害共済」「自動車損害共済」では、低廉な共済基金分担金によって共済委託団体の財政負担軽減を図るとともに、万が一の災害の際には災害共済金を迅速かつ適正にお支払することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動拠点の早期回復に資することを通して住民福祉の向上に寄与するため事業を行っております。

Q1 車両見積価額の取扱いにつきまして、ご要望をお伺いいたします。

今後の車両見積価額の取扱いにつきまして、本会にどのようなご要望がございますか。当てはまるものをお選び下さい。



◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・最終残価（10%）まで減価する期間を長くできればよいと思う。
- ・軽自動車でも最終残価額を10万円としてほしい。
- ・「20%」、「20%以上」と選択できる設定にしていきたい。
- ・委託団体からの申し出がなくても最終残価率を20%に設定してほしい。どちらか選ぶものがあると財政上、分担金の低い方を選択させられるため。
- ・共済責任額を新車値引前の価額で設定できないか。最終残価率では修理費がカバーできない（特に軽自動車の場合）。
- ・原付の基準責任額（3万円）の引き上げを希望する。

※現行の取扱いでは、本会は「車両見積価額算定方法に関する細則」に基づき車両見積価額を算出しています。車種ごとに耐用年数は異なりますが、最終残価額はいずれの車種であっても取得価額の100

分の10とする定額法によります。委託団体からの申し出があれば、車両見積価額を最終残価率20%に設定できるものとしています。

※送付したアンケートには上記の通り記載していましたが、内容に不足がございましたので、以下の通り補足説明させていただきます。

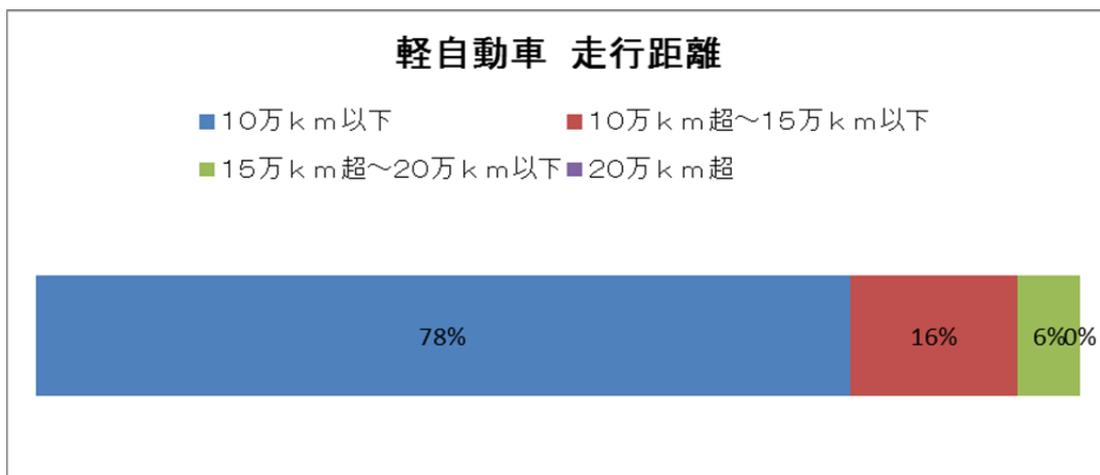
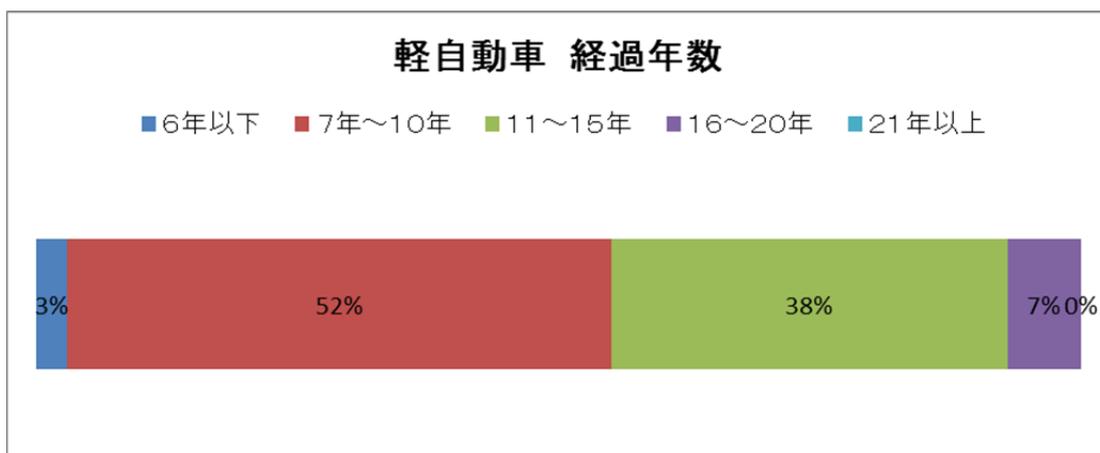
- ・営業用乗合自動車は定率法により車両見積価額を算出しています。
- ・営業用乗合自動車および塵芥自動車につきましては最終残価率を20%に設定することができません。詳細につきましては「自動車損害共済 事業の概要と事務取扱の手引き」P5～6をご覧くださいようお願い申し上げます。

Q2 下記の車種につきまして、公用車の更新基準（経過年数、走行距離等）を具体的にご教示下さい。
※車両の更新基準が明確な場合は、表などの資料を添付願います。

軽自動車

回答数：708件

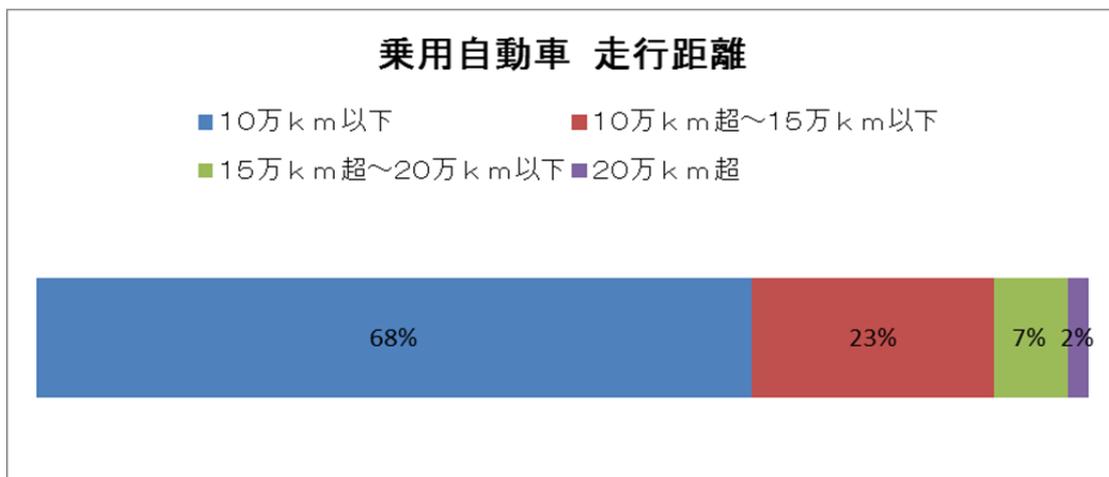
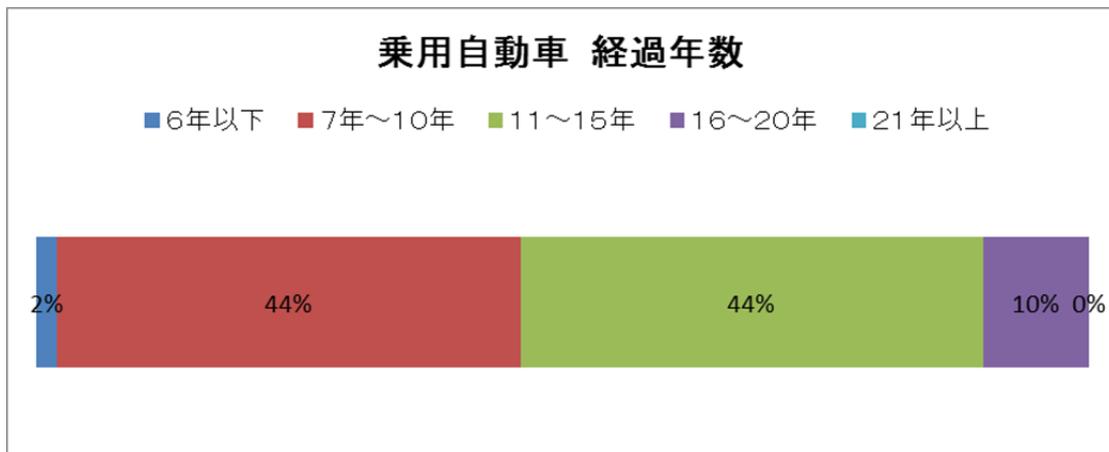
具体的な更新基準あり：392件



普通乗用自動車、小型乗用自動車

回答数：717件

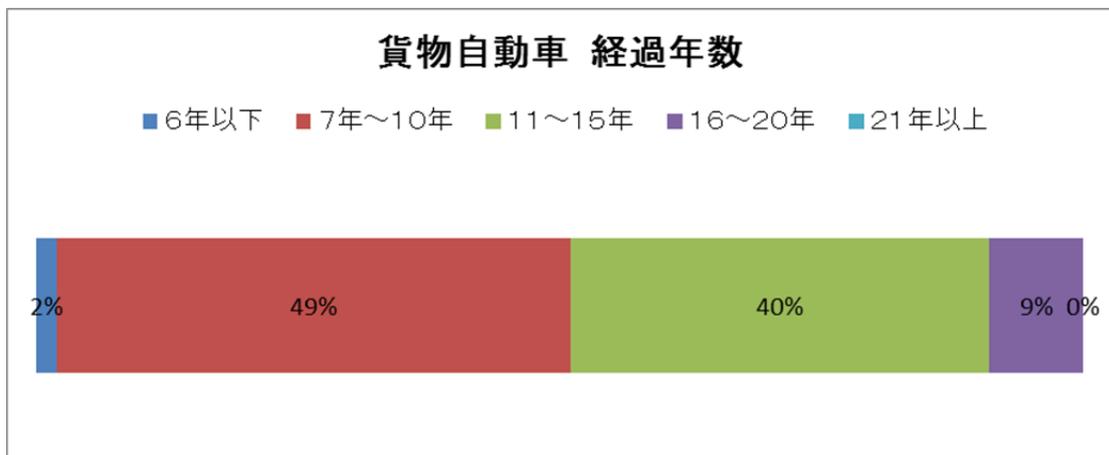
具体的な更新基準あり：404件



普通貨物自動車、小型貨物自動車

回答数：691件

具体的な更新基準あり：363件



貨物自動車 走行距離

- 10万k m以下
- 10万k m超～15万k m以下
- 15万k m超～20万k m以下
- 20万k m超



塵芥自動車

回答数：583件

具体的な更新基準あり：186件

塵芥自動車 経過年数

- 6年以下
- 7年～10年
- 11～15年
- 16～20年
- 21年以上



塵芥自動車 走行距離

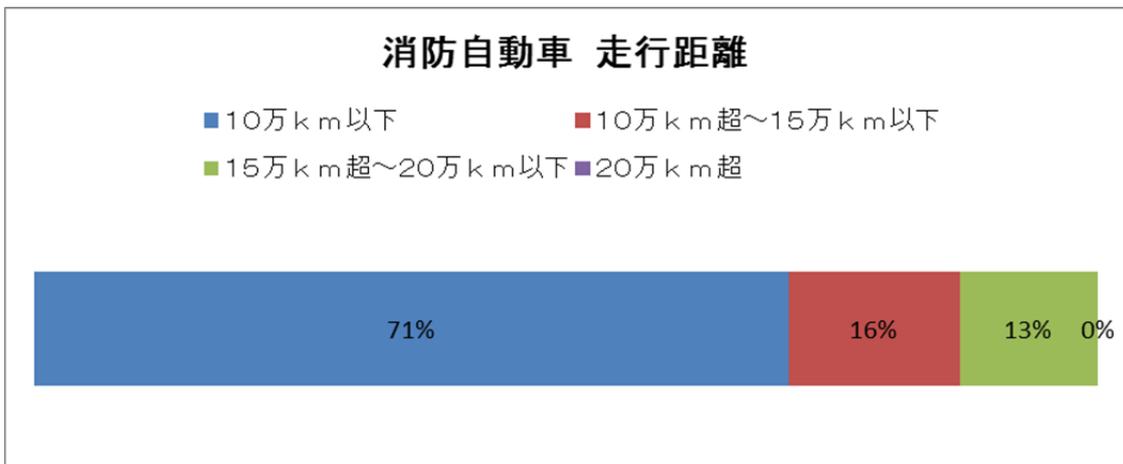
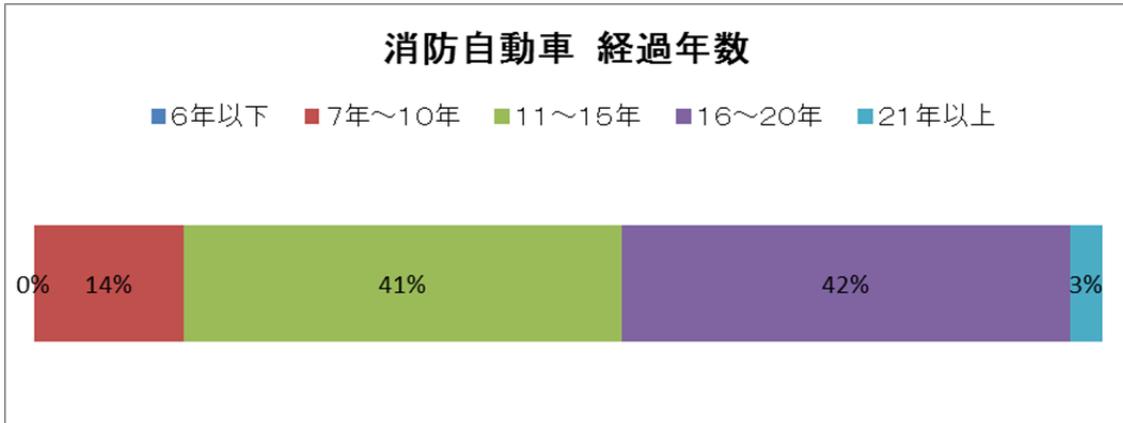
- 10万k m以下
- 10万k m超～15万k m以下
- 15万k m超～20万k m以下
- 20万k m超



消防自動車

回答数：646件

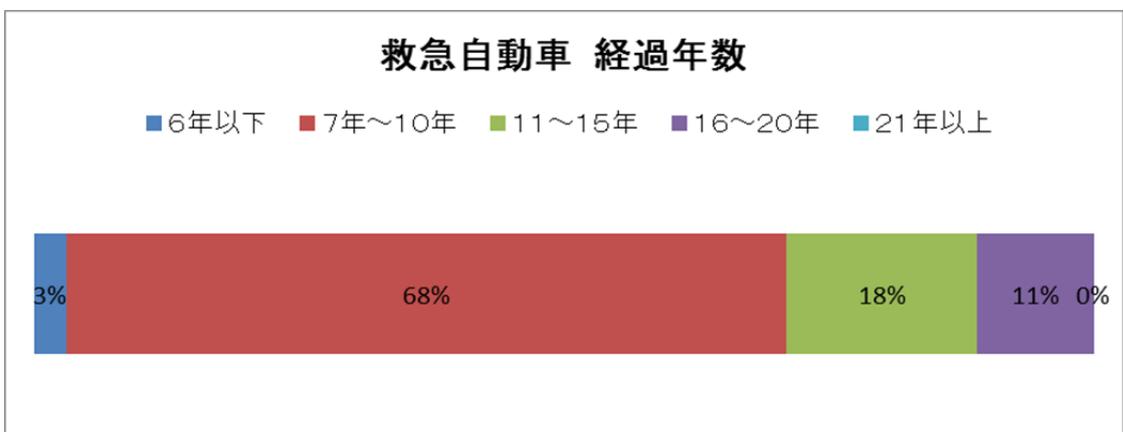
具体的な更新基準あり：335件

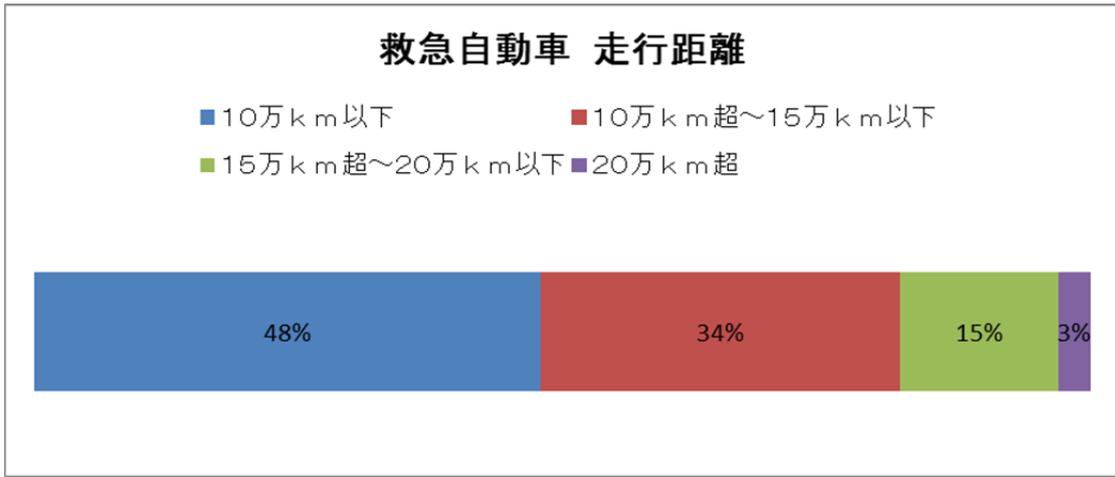


救急自動車

回答数：598件

具体的な更新基準あり：274件





◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・特に更新基準はありません。新車購入の予算がつき、新車購入した場合、車両保有の台数が決まっているため、一番古い車両を廃車とし、更新しております。
- ・具体的な更新基準はないが、経過年数、走行距離、車検時期等、車両の状態を確認し、総合的に判断している。
- ・修理代が車検の修理代を含み車両取得価格の70%を超えたもの。
- ・経過年数1ポイント+年間走行距離（10,000kmで1ポイント×経過年数）で原則40ポイントを超えたもの。
- ・①初年度登録から10年を経過するもの②走行距離が15万kmを超えるもの③稼働日数が月平均15日を超えるもの④走行にきたす程度の状態が継続して発生しているもの⑤業務の実施上、公用車の保有を必要とするもの⑥仕業点検（車両整備）の実施状況が良好なもの⑦運転日誌の整備が良好なもの。①～④の内2つ以上、⑤～⑦についてはすべて該当する場合に更新対象車両とする。
- ・塵芥車および消防・救急車については、自動車Nox・PM法の排出基準に適合するよう更新している。

※自動車Nox・PM法…自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。ディーゼル自動車から排出される窒素酸化物(NOx)を抑制することを目的に制定された。

※消防自動車については「ポンプ自動車」、救急自動車については「高規格救急車」の基準を用いて集計しています。特に消防自動車は車種ごとの基準が多様なため、別紙「消防自動車 更新基準一覧表」を作成しましたので、ご参照ください。

Q3 自動車事故が発生後、解決までの事故処理の流れの中で、本会へのご要望がございましたら具体的にお書き下さい。

○ お書きいただいた主なご意見

- ・事故処理全般について（27件）

- ・夜間・休日の事故対応について（20件）
- ・共済委託団体への連絡について（20件）
- ・書式や提出書類など、事務的なことについて（12件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

事故処理全般について

- ・委託団体ごとに担当が決まっていると連絡が取りやすく業務がスムーズに行えると思います。
- ・委託団体に過失がない事故の示談も行ってほしい。
- ・相手方が後方から追突したような、委託団体が無過失であることが明らかな場合は別にしても、バイクの驚愕事故等、因果関係が微妙な事故については最初から交渉してほしい。

夜間・休日の事故対応について

- ・休日に開催するイベント等が増えてきており、それに伴い休日に公用車を使用する機会も増加していることから、万一の事故に備え休日でも事故対応いただけるような連絡体制がとれないかどうか、ご検討をお願いします。
- ・営業時間外においても緊急連絡先での対応ができるように検討願いたい（話ができれば安心する）。
- ・土日等、休日の事故対応に困っています。フローチャート等、何か例になるものを作成してほしいです。

共済委託団体への連絡について

- ・人身事故等、解決までの期間が長期化している案件について、定期的に処理状況を報告していただきたい。
- ・相手方との交渉で、市に知らせる要件等がありましたら直ちに知らせて頂きたい。
- ・過失割合は、決定の経緯等（判例や事例、資料の参照など）を教えてください。

書式や提出書類など、事務的なことについて

- ・共済金請求書をどの段階で提出するか明確にしてほしい。
- ・写真のデータ送信に際して、受信容量の増幅をお願いします。
- ・車載用の事故発生時対応フォローの配布があると良い。
- ・運転手の免許の確認を省略してほしい。

その他

- ・対物賠償共済に時価額を超えた部分（修理費の上積み）も希望する。
- ・事故の解決までに要した日数のデータがほしい。

Q 4 本会は、各地区事務局によりまして自動車損害共済事務説明会を毎年開催しています。開催時期・開催場所・開催方法・説明内容等につきまして、ご意見・ご要望がございましたらご自由にお書き下さい。

- お書きいただいた主なご意見
 - ・説明内容について（25件）
 - ・開催時期について（22件）
 - ・開催場所について（19件）
 - ・開催方法について（9件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

- ・事故発生からの事務処理の流れを事故事例をあげながら教えて頂きたい（基礎的な部分）。
- ・過失割合について、判例や事例を示しながらの説明をたくさんしてほしいです。
- ・人身事故が発生した場合の、トラブル事例を説明してほしい。
- ・事故を未然に防ぐための安全運転意識啓発施策で具体的な例等を教えて頂きたいです。

※建物総合損害共済事務説明会と共通するご意見が多数ございましたので、ここでは自動車損害共済事務説明会特有のご意見についてのみ抜粋いたしました。

- Q5 その他、自動車損害共済事業全般につきまして、ご意見・ご要望がございましたらご自由にお書き下さい。

- お書きいただいた主なご意見
 - ・本会のシステム及び書式について（14件）
 - ・データ提供について（6件）
 - ・自転車共済について（2件）

◆ ご意見の紹介（抜粋）

本会のシステム及び書式について

- ・消防自動車は高額なため翌年度の予算化のための試算が早いので、次年度の自動車新規申込ツールを8月初旬にホームページにアップしていただけるとありがたいです。
- ・申込明細の中の「車名」欄を12文字より多く記載できるようにしてほしい(20文字くらい)。
- ・年度途中の所管換えを容易にしていきたい。
- ・ホームページの新着情報が更新されましたら、メールに通知していただきたいです。

データ提供について

- ・ホームページに判例を掲載して下さい。
- ・毎年事故減少に向けた注意喚起の取り組みも行っており、少しずつその効果も出ていると感じている。その際、県内他市の請求件数を比較することにより次年度へ向けて目標を立てて取り組んでいるが、この「件数」についてももう少し詳細なデータがいただけたらと思う。例えば①自損②物損③その他（過失なし）というような内訳が各市毎で出ると更に正確な比較が出来るものと考え

えられ、事故撲滅に向けた更なる取組が展開できる（メール等での通知で可）。

- ・今回収集した消防機関の更新基準（経過年数、走行距離等）の情報提供をお願いします。今後の更新基準の参考にさせていただきます。

自転車共済について

- ・公用自転車の損害賠償共済に対応してもらいたい。

その他

- ・総合契約に一本化してもらいたい。
- ・民間の保険会社と異なり実効性に欠ける面がある。現場での直接対応や共済金の支払い可能期日の遅延が挙げられる（資料が揃ってからでないと処理できない）。その分費用が抑えられているとは思いますが、社会情勢の流れの中でもう少し改善していただけたらと思います。
- ・当組合所有の塵芥収集車を組合を構成する市町に貸し出しをした場合の事故対応について、どの範囲まで補償されるのか、また一般の住民（自治会等）への貸し出しの可否。
- ・市の会計制度の問題で弊害がある。見直しの必要があり全国の情報を含めた意見交換の場が欲しい。